

大阪市西区
学校案内

令和９年度新入学児童生徒用

学校選択制希望調査票の提出をお願いします（※）

提出期限

オンライン・郵送	令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）必着
窓口持参	令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）17 時 30 分まで
提出先	大阪市西区役所 窓口サービス課（住民情報）1 階 3 番窓口

いつでも・どこでも・早くて便利！オンライン申請をご利用ください！

※通学区域の学校（お住いの校区の学校）、私立、国立等の学校を希望する方も含め、全員提出していただく必要があります。

お問合せ先

●希望調査票の提出・手続きに関すること

通学区域(校区)・指定外就学(通学する学校の変更等)に関すること　等

西区役所窓口サービス課（住民情報）

電　　話　06－6532－9963

ファックス　06－6538－7317

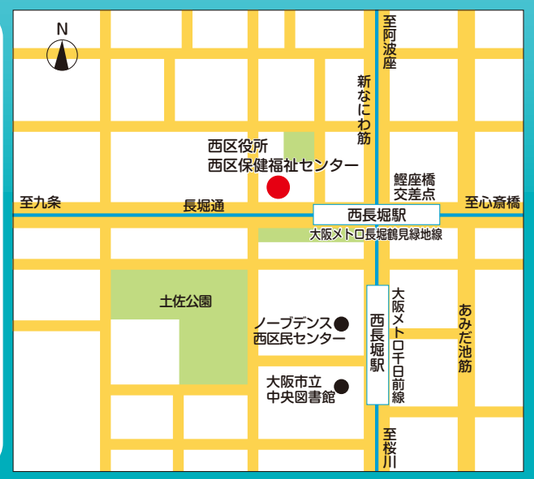
●学校選択制の制度に関すること

西区役所総務課（教育）

電　　話　06－6532－9743

ファックス　06－6538－7316

住　所　〒550-8501
大阪市西区新町４丁目５番 14 号



令和８年８月発行

目　次

西区の学校選択制について・・・

学校選択制の手続きについて

希望調査票の提出について

就学を希望する学校が決まりましたら、行政オンラインシステムから申請いただくか、「学校選択制希望調査票」に、必要事項を記入（希望校は第 2 希望まで記入可）し、同封の返信用封筒で西区役所 窓口サービス課あてにお送りください。西区役所 1 階 3 番窓口まで直接ご持参いただいても受付可能です。

記入方法については 40 ～ 43 ページ「希望調査票記入例」をご参照ください。

希望調査票の提出期限
【オンライン・郵送】令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）必着
【窓　口　持　参】令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）17 時 30 分まで

※希望調査票が提出されない場合、提出期限までに届かなかった場合、及びご提出いただいても「◆学校選択制希望」欄が未記入の場合については、通学区域の学校を希望されたものとして取り扱います。

希望調査結果通知について

ご提出いただいた希望調査票の内容について、11 月 13 日（金曜日）に、確認通知を発送します。

10 月 30 日（金曜日）の締め切りまでに希望調査票を提出されなかった方等につきましては、通学区域の学校を希望校として受け付けた旨の確認通知をお送りします。

また申込状況を 11 月 13 日（金曜日）に西区ホームページでもお知らせする予定です。

西区ホームページはこちら

希望調査票の内容を変更したいときは

希望変更受付期間中、希望校を変更することが可能です。（希望調査票提出時に通学区域の学校を希望されていた方等も、この期間中に希望校を変更することができます。）変更期間を過ぎると、希望校の変更はできませんのでご注意ください。

変更を希望する方は、行政オンラインシステムから申請いただくか、「希望調査結果通知書」と保護者自身の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書など）を持参し、区役所 1 階 3 番窓口までお越しください。郵送、電話での受付はできません。

希望調査票の受付期間
【オンライン】令和 8 年 11 月 13 日（金曜日）～ 19 日（木曜日）必着
【窓　　口】令和 8 年 11 月 13 日（金曜日）～ 19 日（木曜日）17 時 30 分まで
（金曜日のみ 19 時まで可）
【受 付 場 所】西区役所　窓口サービス課（区役所 1 階 3 番窓口）

抽選について

- ○ 希望者が学校の受入可能人数を超えた場合には、公開抽選にて就学予定者を決定します。抽選には必ずしも立ちあう必要はありません。
- ○ 受入可能人数枠のある学校については、抽選により当選者および補欠登録順位を決定します。抽選時点で受入可能人数枠がなくなっている学校については、補欠登録順位のみを決定します。
- ○ 通学区域内に居住している児童は、通学区域の学校に必ず就学できるので抽選の対象となりません。抽選の対象となるのは通学区域外からの希望者です。
- ○ 通学区域の学校以外を希望した方には、12 月 1 日（火曜日）に抽選の有無を文書にてお知らせします。
- ○ きょうだい関係や自宅から希望校までの距離を理由とした優先枠を設けることはありません。ただし、双子など同学年のお子さんで同じ学校を希望した場合には、1 組として取り扱い、抽選結果が同じになるようにします。
- ○ 各学校の受入可能人数は、この学校案内作成時点での見込み数ですので、抽選時点で受入可能人数枠が変わっている場合があります。

【抽選日時】　令和 8 年 12 月 8 日（火曜日）　14 時～
【会　　場】　西区役所　4 階　401 会議室

第 1 希望校に当選しなかった場合は

- ○ 希望調査票に第 2 希望の学校を記入した方で、第 2 希望の学校が第 2 希望の方を全員受入れ可能であれば、第 2 希望の学校に就学となります。第 1 希望校の補欠登録にはなりません。ただし、第 2 希望の学校を希望している方が多く、受入可能人数を超えてしまった場合は、公開抽選を行います。

- ○ 第 2 希望の学校で決定しなかった方、また希望調査票に第 2 希望の学校を記入していない方は第 1 希望の学校に「補欠登録」となります。第 2 希望の学校に「補欠登録」することはできません。

補欠登録と繰上げ当選について

12 月末に、小学校、中学校就学予定者の方へ就学通知書を一斉にお送りしますが、補欠登録をして繰上げ当選を待っている方へは、いったん通学区域の学校の就学通知書をお送りします。

（1）補欠登録を辞退し、通学区域の学校への就学を希望する方
　補欠登録辞退の届出をしていただき、通学区域の学校に就学していただきます。

（2）繰上げ当選を待つ方
　国立・私立の学校等への就学などで辞退者が出た場合は、補欠登録順に繰上げ当選となります。
　繰上げ当選となった場合は、繰上げの意思確認を行ったうえで、先に発行した就学通知書にかえて、第 1 希望の学校の就学通知書をお送りします。
　繰上げは、小学校は令和 9 年 2 月 5 日（金曜日）、中学校は令和 9 年 2 月 12 日（金曜日）まで実施します。

※　繰上げとならなかった方は通学区域の学校へ就学となります。その場合、繰上げ当選とならなかった旨のお知らせをお送りします。

※　補欠登録期間中の、希望学校の新入学生への説明会等の情報につきましては、各学校へ直接お問い合わせください。